

第 1 0 編 の 3
登録支援機関の登録

第10編の3 登録支援機関の登録

第1章 総 則	1
第1節 留意点	1
第2節 申請の受付	1
第1 申請者	1
第2 申請を受け付ける官署	1
第3 申請方法	2
第4 受付期間	2
第5 手数料の納付	3
第6 提示書類及び提出書類	3
1 申請書（別記第29号の15様式）	3
2 立証資料	5
3 その他留意事項	6
第7 受付に伴う措置	7
1 受付時の申請内容の点検	7
2 申請受付印の押印又は申請受付票の交付	8
3 収入印紙への消印	8
4 収入印紙の取扱いに係る留意点	8
5 ACCORDにおける申請登録	9
第3節 審査	9
第1 審査の方式	9
1 基礎調査	9
2 受け付けた案件の振分け	10
3 資料の追加提出を要する案件の措置	10
第2 事案概要書等の作成等	10
1 作成等	10
2 記載上の留意事項	10
第3 申請案件の移管	11
第4節 登録の判断	11
第1 進達	11
第2 本庁判断	12

第3	ACCORDにおける処分入力等及び申請者への通知	12
第4	終止	13
第5	登録支援機関登録簿への登載	13
第5節	申請記録	14
第1	保管する資料	14
第2	記録の取扱い	14
第6節	留意事項	14
第1	吸収合併の場合の取扱い	15
第2	新規合併の場合の取扱い	16
第3	吸収分割・新設分割の場合の取扱い	16
第2章	審査各論	17
第1	契約により適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行うこと	17
第2	関係法律による処罰を受けたことによる登録拒否事由	17
第3	申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの登録拒否事由	22
第4	登録支援機関の登録の取消しの措置を受けたこと等による登録拒否事由	23
第5	暴力団排除の観点からの登録拒否事由	27
第6	法施行規則で定める登録拒否事由	29
1	過去1年間に行方不明者を発生させている者	29
2	支援の責任者及び担当者を選任していない者	30
3	支援を適正に行うに足る実績を有していない者	32
(1)	過去2年間に中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績がない者	32
(2)	過去2年間に報酬を得る目的で在留外国人に関する相談業務に従事した経験を有しない者	35
(3)	支援責任者及び支援担当者が中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がない者	37
(4)	その他の実績を有する者であること	40
(5)	十分に理解できる言語による情報提供体制を有していないこと	42
(6)	特定技能外国人の支援状況に関する帳簿類を作成・保存しないこと	44
(7)	支援の適正さを担保する体制が確保されていない者	48
(8)	支援に要した費用を特定技能外国人に負担させることとしている者	49
(9)	支援委託契約に支援に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者	49

第3章 報告又は資料の提出	51
第1節 総則	51
第1 目的	51
第2 報告又は資料の提出要求の根拠規定	51
第2節 報告又は資料の提出要求の方法	51
第1 報告又は資料の提出要求を行う事案	51
第2 報告又は資料の提出等要求を行う部門	51
第3 報告又は資料の提出要求を行う際の手順と留意事項	51
1 報告又は資料の提出要求すべき事案の決定	51
2 報告又は資料の提出要求すべき事項の決定	52
3 対象となる登録支援機関への通知	52
4 報告書及び提出資料等の受付	53
5 報告等がない又は報告等に虚偽がある場合の対応	53
第4章 登録の取消し	54
第1節 総則	54
第1 概要	54
第2 登録の取消事由	54
第3 登録の取消しの効果	54
第2節 登録の取消しの手続	55
第1 登録の取消しに係る進達	55
1 基本的な考え方	55
2 留意事項	56
第2 措置が決定されるまでの在留諸申請に係る取扱い	56
第3 登録の取消しを行う場合の取扱い	57
第3節 聴聞手続	58
第1 管轄及び事務処理体制	58
1 管轄	58
2 事務処理体制	58
第2 聴聞の準備	58
1 聴聞期日の決定	58
2 聴聞期日の通知	59
3 関係人の参加の許可	59

4	代理人の選任	59
5	補佐人の出頭の許可	60
6	聴聞期日の変更	60
7	文書閲覧の許可	61
8	審理公開の通知	61
9	陳述書・証拠書類等の提出	61
第3	聴聞の期日における審理	62
1	主宰者の権限及び責務	62
2	手続の非公開	62
3	出席者の確認	62
4	冒頭の手続	63
5	出席者への説明	63
6	陳述書・証拠書類等の目録の読上げ等	64
7	当事者及び参加人等の意見陳述	64
8	主宰者の質問等	64
9	行政庁の職員の説明	64
10	期日における審理の終了等	64
第4	聴聞の続行	64
1	続行の判断	64
2	続行期日の指定	64
第5	聴聞の終結	65
第6	聴聞調書及び聴聞報告書の作成・送付・閲覧	65
1	聴聞調書の作成・送付	65
2	聴聞報告書の作成・送付	66
3	聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧	66
第5章	様式	67